

## 【第 6 講 国家責任の成立・内容・解除】

### I. 国家責任の意義と成立

#### 1. 基本事項

##### (1) 国家責任(responsibility of State)とは何か？

- 国家が国際法上違法な行為をおかした場合に、当該違法行為によって生じた結果の回復を求められること、およびそれに伴う責務。  
= (a) 国家の行為によって生じた、(b) 国際法に照らして違法な結果について、その回復をはかる義務  
〔参照〕 国家責任条文第 1 条および第 2 条
- ① 国内法の存在／欠如は、国家責任の成立を妨げない（責任条文第 3 条および第 32 条）  
〔参照〕 1997 年ラグラン事件国際司法裁判所判決（資料 1）
- ② 国際法上の責任と国内法上の責任とは別個に取り扱われる  
〔参照〕 1978 年米仏航空業務協定事件（資料 2）
- ③ 国家の責任は国家機関個人の責任とは別個のものとして成立し、国家全体について問われる。  
〔参照〕 集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約第 1 条・第 3 条  
〔参照〕 国際刑事裁判所に関するローマ規程

##### (2) 国家責任はいかなる要件が認定された場合にその成立が認められるのか？

- ① 問題とされる行為(作為／不作為)の国家への帰属性
  - (i) 国家機関の範囲：法律上の国家機関と事実上の国家機関  
〔参照〕 国家責任条文第 4 条
  - (ii) 国家機関による権限踰越の行為の扱い  
〔参照〕 国家責任条文第 7 条
  - (iii) 反乱団体による行為の扱い  
〔参照〕 国家責任条文第 10 条

\* 在テヘラン米国大使館員等人質事件国際司法裁判所判決
- ② 問題とされる行為(作為／不作為)の違法性の認定
  - ・義務の淵源としての条約、慣習国際法、法の一般原則
  - ・問題とされる行為を違法とする義務の特定

\* 便宜的区分としての義務の種類：結果の義務、実施方法の義務、特定事態発生防止義務

〔参照〕 市民的・政治的権利に関する国際人権規約第 2 条

〔参照〕 気候変動に関する国際連合枠組条約第 4 条

〔参照〕 国際水路の非航行的利用に関する条約第 7 条

## 2. 展開事項

### (1) 損害の発生は国家責任の成立要件ではないのか？

#### ① 損害の要件性をめぐる学説の対立

- ・ 肯定説：損害の存在は国家責任を問うための当然の前提である
- ・ 否定説：損害は全ての違法行為に常に伴うものであり、義務違反から独立したものではない

#### ② 対立の焦点としての「損害」の内容

- ・ 国家責任法により回復されるべき「損害」の対象をどのように考えるべきか？
- ・ 物理的損害(material damage)、精神的損害(moral damage)、法的損害(legal injury)

〔参照〕 宇宙損害責任条約第 1 条(a)

「人の死亡もしくは身体の障害その他の健康の障害または国、自然人、法人もしくは国際的な政府機関の財産の滅失もしくは損傷」

〔参照〕 国家責任条文第 31 条

「国際違法行為により生じた被害(injury/préjudice)」

- ・ 単なる抽象的な義務違反についての責任を問うべきか？
- ・ 被害国（責任追及当事者）の特定基準としての「損害」の重要性

### (2) 過失の存在は国家責任の成立要件ではないのか？

#### ① 過失の要件性をめぐる学説の対立

- ・ 肯定説（過失責任主義）：  
国家に責任を問うためには故意過失に基づく非難可能性が認められなければならない
- ・ 否定説（客観責任主義）：  
国家に責任を問うためには国際法上の義務に反する行為を行ったという事実のみで十分

#### ② 義務違反の要素としての過失と、非難可能性の根拠としての過失

- ・ 国家の裁量的判断に対する客観的な非難可能性の問題

〔参照〕 外交関係条約第 22 条 2 項

〔参照〕 国際水路の非航行的利用に関する条約第 7 条

※ 客観的な非難可能性をもっぱら事前に特定された「義務」として扱うことの妥当性

### (3) 違法行為が認められる場合でも国家がその責任を負わない場合はあるのか？

#### ① 国際法上の違法性阻却事由

・違法とされる行為が、国際法上の正当な権限に基づいて行われる場合

(i) 同意：事前に問題とされる行為に同意が与えられている限り、有権的な行為となる

〔参照〕 国家責任条文第 20 条            Cf. 同第 45 条

(ii) 自衛：「固有の権利」としての個別的または集団的自衛

〔参照〕 国家責任条文第 21 条、国際連合憲章第 51 条

〔参照〕 ニカラグア事件 ICJ 判決（百選 102）

(iii) 対抗措置：相手国がその責任の回復につとめない場合に必要の実効的措置

〔参照〕 国家責任条文第 22 条、第 49 条

〔参照〕 米仏航空業務協定事件仲裁判決

・外的事情により義務の履行を期待することができない、あるいは非難可能性がない場合

(i) 不可抗力：そもそも義務の履行に必要な行為を行うことができない場合

〔参照〕 国家責任条文第 23 条

(ii) 遭難：問題とされる行為の実行行為者が自己または保護を委ねられた者の生命を守るために、他に合理的な方法がない場合

〔参照〕 国家責任条文第 24 条

〔参照〕 レインボー・ウォリアー号事件仲裁判決（百選 68）

(iii) 緊急事態：問題とされる行為が、重大かつ差し迫った危険が国家の根本的利益を保護するための唯一の手段である場合

〔参照〕 国家責任条文第 25 条

〔参照〕 ガブチコヴォ・ナジマロシュ計画事件 ICJ 判決（百選 69）（資料 3）

#### 【参考文献】

- ・杉原高嶺他編『現代国際法講義 第4版』有斐閣（2007年）327-354頁。
- ・山本草二『国際法【新版】』有斐閣（1994年）625-646頁。

#### 【発展文献】

- ・西村弓「国家責任法の機能 — 損害払拭と合法性コントロール」国際法外交雑誌第95巻（1997年）357-387頁。
- ・兼原敦子「国際違法行為責任における過失の機能」国際法外交雑誌第96号6号（1998年）。

#### 【参考論題】

##### 基本論題

- （1）国家責任の発生について損害、また過失は一般的な要件とはならないとする見解につき、損害概念および過失概念の意味・内容あるいはその変化に注意しつつ、論ぜよ。
- （2）テヘラン大使館員人質事件判決におけるイラン政府の責任を認定した際、国際司法裁判所は行為の帰属につきどのような判断を示したか。関連する事実関係を示しつつ、論ぜよ。
- （3）国家責任の成立を妨げる違法性阻却事由にはどのようなものがあるか。関連する裁判例にふれつつ各違法性阻却事由の特徴が明らかとなるように、論ぜよ。

##### 発展論題

- （1）国家責任の理論的基礎は、国家主権概念と密接な関係を有する。パルマス島事件仲裁判決を素材としつつ、国家主権概念の変化が国家責任の理論的基礎に対してどのような影響を及ぼしたと考えることができるかにつき、論ぜよ。
- （2）X国政府に対する軍事活動を行っていた反政府ゲリラ組織Aは政府による掃討作戦の結果、Y国領域内にその活動拠点を移した。その後もAはX国国内へ進入し、破壊活動を継続したため、X国政府はY国政府に対し、Aの組織としての非合法化および構成員の逮捕を求めたが、Y国政府はAがY国内において違法な破壊活動に従事していないことを理由として、要請を拒否した。こうした事情の下で、X国政府はAによるX国国内での破壊活動をY国政府に帰属するものとして国家責任を問うことが可能であるか否かにつき、事実関係を仮定的に補いつつ、場合を分けて論ぜよ。

## II. 国家責任の内容とその追及・解除

### 1. 基本事項

#### (1) 国家（被害国）は国家責任の追及としてどのようなことを請求することができるのか？

##### ① 違法な侵害結果の回復として求められる責任の解除措置

###### (i) 可能な範囲での原状回復

〔参照〕 国家責任条文第 35 条

###### (ii) 金銭賠償

〔参照〕 国家責任条文第 36 条、第 38 条

\* 金銭賠償の対象となる損害の範囲と因果関係

〔参照〕 シシリー電子工業会社事件 ICJ 判決（百選 89）

###### (iii) 精神的満足(satisfaction)

\* 抽象的損害に対する救済としての、陳謝、関係者の処罰など

〔参照〕 国家責任条文第 37 条

##### ② 法秩序の維持を図る上で求められる責任の解除措置

###### (i) 違法行為の中止

〔参照〕 国家責任条文第 30 条(a)

###### (ii) 再発防止の保証

〔参照〕 国家責任条文第 30 条(b)

#### (2) 被害国による国家責任の追及は、どのような手続きを通じて行われるのか？

##### ○ 請求時点においては違法性・責任の程度は未確定であり、関係国間の紛争主題にすぎない

◇ 平和的紛争解決原則の下での、友好的紛争処理手続を通じた責任認定とその実現

〔参照〕 国連海洋法条約第 279 条

##### ○ 個々の条約において紛争処理手続が定められている場合には、それによる

〔参照〕 国連海洋法条約第 15 部

##### ○ 紛争処理手続による責任追及を補完するものとして、報復・対抗措置に訴えることも可能

〔参照〕 国家責任条文第 49 条

##### ○ 個々の条約において紛争処理手続が定められている場合には、それによる

〔参照〕 国連海洋法条約第 15 部

## 2. 展開事項

(1) 自国民が他国においてその身体財産を違法に侵害された場合に、本国は直ちに責任を追及できるか？

- 自国民が国際違法行為により損害を被った場合、その本国が当該損害に対する賠償を請求できる  
・ 個人が被った損害は、国籍を紐帯として、その本国自身が被った損害とみなされる（埋没理論）

〔参照〕 マヴロマティス・パレスティン特許事件 PCIJ 判決（百選 63）

○ 外交的保護に基づく国際請求の条件

- ① 外国人の身体・財産の保護に関する国際法上の義務に違反して、損害が生じていること  
・ 裁判拒否(denial of justice)：司法機関による差別、判決の不当な遅延など

〔参照〕 レーヴェン事件 NAFTA 仲裁判決

- ・ 通商航海条約による待遇の保障：入国・在留・商業活動の保障、身体・財産の保護

〔参照〕 日米通商航海条約第2条

＊ 保護・保障の水準に関する国際標準主義と国内標準主義の対立

- ・ 投資財産に対する収用 (expropriation) ・ 国有化 (nationalization) の場合

〔参照〕 BP対リビア事件（百選81）

〔参照〕 日本・マレーシア経済連携協定第81条

② 被害者たる個人が相手国内で利用可能な国内的救済を尽くしていること

- ・ 請求の主題とされる損害の回復を実現しうる、実効的な救済手段の完了

〔参照〕 インターハンデル事件 ICJ 判決（百選 65）

- ・ 国内的救済完了原則の意義とその妥当範囲

〔参照〕 ILC 外交的保護条文草案第 14 条および第 15 条

③ 被害者たる個人が侵害行為時から請求の提起時までのあいだ請求国の国籍を保持していること

- ・ 国際法上の対抗力を有する国籍の継続

〔参照〕 国籍法抵触条約第 4 条

〔参照〕 ノッテボーム事件 ICJ 判決（百選 88）

- ・ 会社に対する侵害行為による損害に対する請求国の特定（会社の国籍）

〔参照〕 バルセロナ・トラクション事件 ICJ 判決（百選 88）

〔参照〕 ILC 外交的保護条文草案第 9 条

・ 国籍継続原則の意義とその妥当範囲

〔参照〕 ILC 外交的保護条文草案第 5 条および第 10 条

(2) 国家責任を追及する上で、国内的な措置について特定の請求を行うことは認められるか？

- ① 国家責任の解除措置を執る上での、国内法に基づく抗弁の禁止

〔参照〕 国家責任条文第 32 条

- ② 国家責任の追及における請求内容と、具体的な解除措置に関する被請求国の裁量の余地

〔参照〕 アヴェナ事件 ICJ 判決 (資料 4)

- ③ 内政不干渉原則により保護されるべき国内問題の範囲と禁じられる介入の態様

〔参照〕 友好関係原則宣言第 3 原則

(3) 国家責任の追及に際して、懲罰的な性質を帯びる請求を行うことは認められるか？

- 国際法における懲罰的損害賠償の許容性をめぐる見解の対立

〔参照〕 国家責任条文第 32 条

\* 国家責任条文作成過程における、国家責任の制裁的性質の否定

(4) 被害国以外の国家はいかなる場合でも国家責任を追及することはできないのか？

- 自らは特別な影響を被っていない場合における第三国による非難を示す実行の存在

〔参照〕 ソ連による大韓航空機撃墜事件に際しての諸国家の対応 (資料 5)

◇ こうした実行は法的資格に基づく責任追及と捉えることはできるか？

〔参照〕 国家責任条文第 48 条 1 項

- 第三国が追及することのできる責任の回復方法 (解除措置)

〔参照〕 国家責任条文第 48 条 2 項

#### 【参考文献】

- ・杉原高嶺他編『現代国際法講義 第4版』有斐閣（2007年）355-370、219-234頁。
- ・山本草二『国際法【新版】』有斐閣（1994年）651-659、502-528頁。

#### 【発展文献】

- ・兼原敦子「国家責任法における「一般利益」概念適用の限界」国際法外交雑誌第94巻4号（1996年）。
- ・川崎恭治「国家の国際責任法における『被害国』概念について（1）～（3・完）」修道法学第11巻2号（1989年）、12巻1号（1990年）、13巻2号（1991年）。

#### 【参考論題】

##### 基本論題

- （1）国際法上の違法行為責任を追及する場合、具体的にどのような内容の請求を行うことが認められるか。問題とされる違法行為の例を具体的に挙げつつ、論ぜよ。
- （2）国家が外交的保護権を行使するとは、国家が具体的にどのようなことをすることを意味するのか。またその行使に際してはどのような条件に服することが求められるのか。外交的保護が問題とされる状況を具体的に示しつつ、論ぜよ。

##### 発展論題

- （1）国家責任の程度をはかる上では、単に事後救済の観点に基づく被侵害法益の救済という要素だけではなく、将来的な予防を期待した懲罰的な要素を考慮すべきであるとする見解の妥当性につき、論ぜよ。
- （2）国家責任条文第42条は国家責任の追及資格を有する被害国を定めているが、同条の各項はそれぞれどのような違法行為を想定し、どのような国家に当該資格を認めているかにつき、具体的な例を挙げつつ論ぜよ。